

生活クラブ共済

ハグくみ

加入のしおり



ハグみちゃん

発行：生活クラブ共済事業連合生活協同組合連合会
生活クラブ生活協同組合（神奈川）

もくじ

●はじめに	1
＜ご契約のみなさまへ＞	1
＜お知らせとお願い＞	1
●「生活クラブ共済ハグくみ」のしくみ	2
＜保障内容＞	2
＜契約の引受＞	3
＜生活クラブ共済事業規約＞	3
＜個人情報の取り扱いについて＞	4
●ご契約に関することから	4
＜契約者になれる方＞	4
＜被共済者になれる方＞	4
＜共済金の受取人について＞	5
＜契約の成立と効力の発生＞	5
＜告知義務と条件付加入＞	5
＜契約申込みの取消し（クーリングオフ）＞	6
●共済期間について	6
＜共済期間＞	6
＜共済契約の更新＞	6
●掛金の払込みについて	7
＜掛金支払方法＞	7
＜掛金払込猶予期間と契約の失効＞	7
●保障内容について	7
（1）基本契約	7
（2）災害死亡特約	7
（3）疾病入院特約	7
（4）災害入院特約	8
（5）災害通院特約	8
（6）手術特約	9
（7）退院後サポート特約	9
（8）産後サポート特約	10
（9）出産祝金特約	10
●共済金をお支払いしない場合（免責事由）	10
●共済金を減額する場合	11
●共済金のご請求について	12
●割戻しについて	14
●共済掛金の所得税控除について	14
●契約の解約・終了等について	14
●「生活クラブ共済ケアサービス」の利用方法	16
●資料編	18
「別表① 重度障害の定義」	18
「別表② 手術支払割合表	19

●はじめに

<ご契約者のみなさまへ>

ご加入いただきありがとうございます。

「生活クラブ共済ハグくみ」は地域にたすけあいのしくみを広げることを目的としています。地域にたすけあう関係をつくる共済制度として、おおぜいの参加により独自の共済を作っていくためには事業基盤が安定しなければなりません。

今回ご加入いただきましたみなさんとともに、ぜひこの「生活クラブ共済ハグくみ」を育てていきたいと考えています。なお「加入のしおり」には契約上の重要な事項を説明しておりますので、必ずご一読の上、契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。

<お知らせとお願い>

1. 契約に関する照会や契約内容変更の際には、加入証書をお手元に準備していただき、組合員コード、電話番号、契約番号、契約者氏名をお知らせください。
2. あらゆる手続きに加入証書は欠かせないものです。お手元に届きましたら住所、お名前等、また加入条件のある方は内容についてもお確かめください。
3. 契約内容や病気、ケガについての問い合わせや相談は、下記までご連絡ください。

お問い合わせ
生活クラブ共済事務局 0120-220-074 (月～金曜日 9:00～17:00)

●「生活クラブ共済ハグくみ」のしくみ

<保障内容>

基本契約・特約	共済金	備 考	請求書類
(1) 基本契約	500,000 円	共通死亡、重度障害	所定の共済金請求書と細則に定めた提出書類
(2) 災害死亡特約	500,000 円	災害死亡、重度障害を含む	
(3) 疾病入院特約	3,000 円／日	1 日以上 45 日分 (1 共済期間)	
(4) 災害入院特約	3,000 円／日		
基本契約・特約	共済金	備 考	請求書類
(5) 災害通院特約	2,000 円／日※	1 日以上 10 日分 (1 共済期間) 対象期間：事故日より 90 日以内	所定の共済金請求書と細則に定めた提出書類
(6) 手術特約	25,000 円 50,000 円 100,000 円	診療報酬点数により 基本契約の 5%、10%、 20%の 3 ランク	
(7) 退院後サポート特約	13,000 円※	退院後の生活復帰に 一律保障（同病の場合 180 日に 1 回）	
(8) 産後サポート特約	10,000 円	退院後サポート特約 との重複なし	
(9) 出産祝金特約	5,000 円	配偶者の出産も支払 対象。被共済者とその 配偶者がそれぞれ加 入している場合はそ れぞれの請求に共済 金を支払う。	

※事由発生が 2024 年 9 月 1 日以降

＜契約の引受＞

「生活クラブ共済ハグくみ」の契約は、生活クラブ共済事業連合生活協同組合連合会（以下、生活クラブ共済連）と生活クラブ生活協同組合神奈川（以下、生活クラブ神奈川）で共同して引き受けます。

生活クラブ共済連は生活クラブ神奈川を除く生活クラブ共済連会員単協分の契約について引受けます。生活クラブ神奈川は生活クラブ神奈川分の契約について引受けます。

＜生活クラブ共済事業規約＞

「生活クラブ共済ハグくみ」の契約内容は生活クラブ共済事業規約・細則に定めています。加入のしおりでは、これらの内容をわかりやすく要約してお伝えしています。共済事業規約・細則の本文をご覧になりたい場合は、各引受団体（生活クラブ共済連、生活クラブ神奈川）のホームページにてご確認ください。

生活クラブ共済連

<https://seikatsuclub-kyosai.coop/>

生活クラブ神奈川

<https://kanagawa.seikatsuclub.coop/>

＜個人情報取扱いについて＞

（１）利用目的

契約者のみなさまから提供された個人情報を、共済契約の締結・維持管理・共済金支払に関する業務のほか、生活クラブ共済の案内のために利用します。あわせて、ご加入の生協の共済事業、共同購入事業、福祉事業等の運営や組合員活動に必要な範囲内で利用することがあります。

（２）第三者提供

次の場合、業務に必要な範囲内で個人情報を第三者に提供することがあります。

- ・法令に基づく場合
- ・本人の承諾がある場合
- ・利用目的に定める業務を委託する場合
- ・共同利用の場合

（３）再保険（再共済）

再保険（再共済）契約の締結や再保険金等の受領のため、契約の特定および支払結果・支払査定に関する個人情報を再保険会社等に提供することがあります。

（４）共同利用

社団法人生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社および特定の共済団体とともに、「支払査定時紹介制度」に基づき、支払い、解除、取消もしくは無効の判断のため、所定の情報を共同利用いたします。また、ご加入の生協ならびに生協の保険代理店との間で保険の照会や提供のために個人情報を共同利用することがあります。

●ご契約に関することから

＜契約者になれる方＞

契約者になることができる方は生活クラブ共済連会員単協の組合員です。加入申込みの際は、被共済者となる方の同意を得て、所定の申込書に必要事項を記入して提出してください。

＜被共済者になれる方＞

被共済者になることができる方は次の（１）～（５）のいずれかを満たした方です。

- (1) 共済契約者
- (2) 共済契約者の配偶者（内縁関係を含みます。ただし、双方に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合をのぞきます）
- (3) 共済契約者と生計を共にする、共済契約者の2親等以内の親族
- (4) 共済契約者の配偶者と生計を共にする、共済契約者の配偶者の2親等以内の親族
- (5) 契約発効日における年齢が、女性・男性ともに満65歳未満の方

＜共済金の受取人について＞

共済契約による共済金受取人は共済契約者ですが、被共済者と同一人である共済契約者が死亡したときに共済金を受け取る者は、次の各号に掲げる者とし、その順位は各号の順とします。ただし、第2号、第3号における順位は各号それぞれに掲げる順とします。

- (1) 共済契約者の配偶者（内縁の配偶者を含む）
- (2) 共済契約者の死亡の当時、共済契約者と生計を共にしていた子（配偶者の子を含む）、父母（配偶者の父母を含む）、孫、祖父母、兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない子（配偶者の子を含む）、父母（配偶者の父母を含む）、孫、祖父母、兄弟姉妹

＜契約の成立と効力の発生＞

契約引受団体が契約の申し込みを承諾したときは、その契約の発効日において契約が成立したものとみなします。申し込みを承諾した旨の通知は、共済証書の送付をもって代えます。契約の発効（保障の開始）は、初回掛金振替日当月1日午前0時からとなります。

＜告知義務と条件付加入＞

(1) 告知義務

契約者と被共済者には、契約の申込時に、被共済者の健康状態についての質問（告知事項）に正確に回答する義務があります。申込日における健康状態や過去の傷病歴等について、告知

事項の各項目に「該当する・該当しない」を正確に記入してください。申込日において、告知事項に該当している方は、健康状態記入欄に詳細を記入してください。

(2) 条件付加入

健康状態についての質問（告知事項）に該当する場合、「健康状態記入欄」に詳細を記入することでご加入いただけますが、告知した内容は支払条件（制限）がつきます。支払条件（制限）につきましては、加入証書でご確認ください。

<契約申し込みの取消し（クーリングオフ）>

共済契約申込者は、共済契約の申し込みにおいて、翌月 1 日の効力発生日前であれば、その申し込みを撤回することができます。

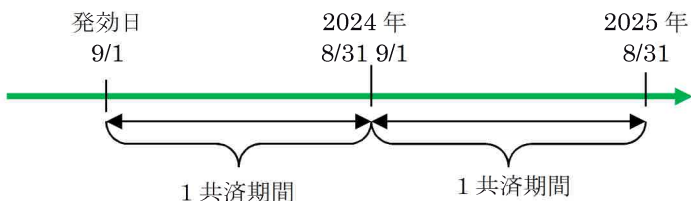
●共済期間について

<共済期間>

共済期間は、共済契約の効力の発生する日から 1 年です。

＊1 共済期間＝効力発効日から翌年の効力発効日前日までの 1 年間を 1 共済期間といいます。

2023 年受付



<共済契約の更新>

共済期間の満了する契約について、当該共済期間の満了日までに共済契約者から契約を更新しない意思の申出がされない場合は、満了する共済契約と同一内容（規約または細則の改正がなされたときは、改正後の規約または細則による内容）で、共済契約の更新の申込みがあったものとみなし、共済期間の満了の翌月 1 日に更新するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除きます。

- (1) 満了日の翌日において、被共済者が事業規約第7条（被共済者の範囲）に定める範囲外である場合
(P4<被共済者になれる方>の範囲外です。)
- (2) この会（生協）が、被共済者であることを不適当であると認める者である場合

●掛金の払込みについて

<掛金支払方法>

共同購入品代金と一緒に生協登録口座から振替ます。月払いのみになります。初回掛金は、3ヶ月続けて振替ができないと、契約は不成立となります。

<掛金払込猶予期間と契約の失効>

2回目以後の共済掛金の払込みについて、払込期日から2ヶ月間の猶予期間を設けます。3ヶ月続けて振替ができないと契約は最終入金の日翌月末日にさかのぼって失効となります。

●保障内容について

「生活クラブ共済ハグくみ」は、1つの制度のみです。共済掛金は、1加入者1口1,000円/月で、年齢、性別、加入歴に関係なく、一律です。保障内容は以下のとおりです。

(1) 基本契約

- ・基本契約の共済金額は50万円です。
- ・被共済者が共済期間中に死亡した場合、または疾病および不慮の事故によって重度障害（別表①）の状態になった場合に共済金を支払います。

(2) 災害死亡特約

- ・災害死亡特約の共済金額は50万円です。
- ・被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、共済期間中に死亡または重度障害（別表①）となった場合に支払います。

(3) 疾病入院特約（健康保険の対象であることに限ります）

- ①疾病入院特約の共済金額は1日3,000円です。1共済期間の入院について45日を限度とします。

②1回の入院の考え方について

被共済者が退院後 180 日以内に同一の原因で再入院した場合は、これを 1 回の入院とみなします。

(例) 1 回の入院とみなす場合



入院Aと入院Bの入院日数を合算して 1 共済期間の限度日数 (45 日) までお支払いします。

③転入院した場合は 1 回の入院とします。

(4) 災害入院特約 (健康保険の対象であることに限ります)

①災害入院特約の共済金額は 1 日 3,000 円です。1 共済期間の入院について 45 日を限度とします。

②1回の入院の考え方について

・被共済者が退院後 180 日以内に同一の原因で再入院した場合は、これを 1 回の入院とします。

③疾病の治療目的とする入院と不慮の事故を直接の原因とする入院が重複した場合は、重複して共済金を支払いません。

④通院と入院が重複している場合も、通院特約と入院特約の共済金を重複して支払いません。

(5) 災害通院特約 (健康保険の対象であることに限ります)

①災害通院特約の共済金額は 1 日 2,000 円(事由発生日が 2024 年 9 月 1 日以降)です。

②被共済者が共済期間中に不慮の事故※を原因とした事故日から 90 日以内の通院を支払対象とします。

※不慮の事故…「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。

③1 共済期間の通院で、通院 1 日目から 10 日を限度として支払います。

④病院・診療所以外の通院は、次の場合にのみ対象になります。ただし健康保険の療養の支払いまたは療養費の支払いの対象となる場合に限りします。

- ・柔道整復師（接骨院）・・・脱臼、骨折、打撲および捻挫の場合
- ・あんまマッサージ指圧師、鍼灸師・・・事前に医師より医療上の必要性を認められ指示がされている場合

（6）手術特約（健康保険の対象であることに限ります）

- ①手術を受けた時は、診療報酬点数によって基本契約共済金額（50 万円）の 5%、10%、20%の 3 ランクに分類した共済金額を支払います。
- ②同時に 2 種類以上の手術を受けた場合は、支払割合の高いいずれか 1 種類の手術のみ支払います。
- ③共済期間中に時を異なり 2 回の手術を行った場合、60 日以内の場合
 - ア.「レーザー・冷凍凝固による眼球手術」「悪性新生物電磁波温熱療法」「内視鏡等による脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器・四肢手術」および「体外衝撃波による体内結石破碎術」については、施術の開始日から 60 日の間に 1 回の支払いを限度とします。
 - イ.「新生物根治放射線照射」については、5000 ラド（50 グレイ）以上の照射をするものをいい、施術の開始日から 60 日の間に 1 回の支払いを限度とします。（この限りではない場合もあります。）
 - ウ.複数回実施する手術を 1 回（1 連）の手術として医療機関が算定する場合は、複数回実施する場合であっても 1 回の手術とみなします。

（7）退院後サポート特約

- ①退院後サポート特約の共済金額は 1 回 13,000 円（事由発生日（入院開始日）が 2024 年 9 月 1 日以降）です。
 - ②被共済者が退院後 180 日以内に同一の原因で再入院した場合は、これを 1 回の入院とし、180 日以内の再入院時の退院には、退院後サポート金は支払われません。
- ＊被共済者が共済期間中に疾病入院特約、または災害入院特約の共済金給付を受けて退院した場合に退院後サポート金を支払います。
- ＊同一原因による傷病または起因関係が認められる傷病は

1回の入院とみなします。

(8) 産後サポート特約

- ①被共済者が共済期間中に出産した場合、産後サポート特約の共済金を支払います。1回の出産につき10,000円の共済金額です。
- ②被共済者が申込受付日において妊娠中である場合には、産後サポート金は支払いません。
- ③複産であっても1回の出産として共済金額を支払います。

(9) 出産祝金特約

- ①被共済者または被共済者の配偶者が共済期間中に出産した場合、出産祝金特約として1回の出産につき5,000円を支払います。
- ②複産であっても1回の出産として共済金額を支払います。
- ③支払回数は無制限です。
- ④被共済者または被共済者の配偶者がこの共済に加入していた場合、どちらにも共済金を支払います。

●共済金をお支払いしない場合（免責事由）

共済金の支払対象となる事由が発生しても、以下のような場合は共済金を支払いません。

- ①告知義務違反により契約が解除となった場合
- ②重大事由により契約が解除となった場合
- ③発効日より前（発効日は含みません）に発生した事故を原因とする場合
- ④契約者、被共済者または受取人が事実確認を拒み事実確認ができない場合
- ⑤受取人による書類の虚偽表示・偽造があった場合
- ⑥支払条件のある加入者で、支払対象外の条件に該当する場合
- ⑦共済金の支払対象となる事由の原因が次に該当する場合（主な免責事由）

すべての共済金の場合（共通）
契約者、被共済者または共済金受取人の故意、被共済者の犯罪行為等
不慮の事故を原因とする死亡
契約者または被共済者の重大な過失、無資格・酒気帯び運転、精神障害、泥酔、指定職業*の就業にともなう原因の場合
重度障害
契約者または被共済者の重大な過失、無資格・酒気帯び運転、精神障害、泥酔
不慮の事故を原因とする入院・通院
契約者または被共済者の重大な過失、無資格・酒気帯び運転、他症状のないむちうち症または腰・背痛、指定職業*の就業にともなう原因の場合
入院・手術の場合
契約者または被共済者の重大な過失、薬物依存、先天性の異常、精神遅滞、他症状のないむちうち症または腰・背痛、指定職業の就業にともなう原因の場合

*指定職業とは、事業細則第 9 条に定める職業

力士、ボクサー、プロレスラー、軽業師、テストパイロット、テストドライバー、その他これに類する者および競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技に従事する者、国際平和協力隊員（海外派遣中の全期間に従事中とみなします）、その他これらに類する者をさします。

免責に関しては、事業規約第 47 条 1 項 7 号、第 51 条 1 項 8 号、第 55 条 1 項 6 号、第 59 条 1 項 6 号、第 65 条 1 項 7 号に規定しています。

⑧時効を迎えた場合

共済金を請求する権利を行使することができる時から 3 年間行使しなかった場合時効を迎えます。

●共済金を減額する場合

共済金を支払う場合で、かつ下記の表に該当する場合は共済金を削減して支払います。ただし「共済金をお支払いしない場合」に該当する場合は共済金を支払いません。

共済金の種類	共済金を削減する場合	支払率
死亡・重度障害	発効日から発効日を含んで1年以内の自殺・自殺行為による死亡・重度障害	共済金額の50%
死亡・重度障害、入院・手術	加入受付日以前に発病した病気による死亡・重度障害、入院・手術	新規契約の発効日を含み 90日以内は共済金の30% 91日～180日以内は50% 181日～1年以内は70%

●共済金のご請求について

- ①共済事由が発生した場合は、30日以内にその状況や程度について生活クラブ共済事務局へご連絡ください。ご連絡があり次第、共済金請求書等必要な書類一式を送ります。共済金受取人の方は共済金請求を60日以内に行なってください。
- ②共済金は調査のため、特に日数を要する場合を除き、共済事務局へ書類が到着してから、30日以内に共済金受取人の方へ支払います。
- ③正当な理由なく、調査または調査に必要な書類の提出や報告を拒んだり、妨げたりしたときは、共済金の支払いができない場合があります。
- ④診断書は、必要な項目が記入されているものであれば、コピーでも対応できる場合があります。
- ⑤入院共済金において契約の発効日から1年を経過している場合、入院共済金3万円以下、入院期間10日以内の場合は診断書の代わりに医療機関で発行される診療明細書および領収書（コピー）でも対応できる場合があります。ただし、契約の発効日から1年未満は、生協所定の診断書が必要です。
- ⑥手術共済金について、契約の発効日から2年を経過している場合診断書の代わりに医療機関で発行される診療明細書および領収書のコピーで対応できる場合があります。ただし、請求傷病が悪性新生物（上皮内新生物を除く）の場合、契約の発効日から2年未満の場合は、生協所定の診断書が必要です。

⑦上記⑤⑥に該当する場合でも加入時に告知に該当し、健康状態記入欄及び指定職業欄に記入有、且つ加入条件となっている被共済者は、記入傷病に起因する共済事由か否かを判断する為、生協所定の診断書が必要です。

⑧共済金請求に必要な提出書類は以下のとおりです。

提出書類	共済事故の 種類										
		死亡共済金	重度障害共済金	災害死亡共済金	災害重度障害共済金	疾病入院共済金	災害入院共済金	手術共済金	災害通院共済金	退院後サポート金	産後サポート金
(1) 死亡診断書 死体検案書		○		○							
(2) 障害診断書			○		○						
(3) 入院・手術を証 明する医師の 診断書						○	○	○			
(4) 不慮の事故等 である証明書				○	○		○	○			
(5) 共済金受取人 の印鑑		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6) 住民票または 戸籍謄本		○		○						○※	○※
(7) 領収書 (コピー可)								○			

※母子手帳の「出生届済証明書」での代用可

⑨不慮の事故であることを証明する書類が必要な場合があります。以下のとおりです。

(1) 車両事故による場合	自動車安全運転センター各都道府県事務所の発行する交通事故証明書
(2) エレベーター、エスカレーターの事故、建造物の倒壊、落下による事故の場合	その建物等の管理者の事故証明書
(3) 労働災害による場合	労働災害補償保険請求書ならびに支給決定・支払通知書の写し

(4) 公務上の災害による場合	公務災害認定請求書ならびに公務災害認定書の写し
(5) 上記以外の原因による場合	救急車、消防車の出動証明書その他官公署の発行する不慮の事故を証明する書類
(6) その他	前各号に準ずる不慮の事故を証明する書類

⑩必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

●割戻しについて

この事業に剰余が生じた場合の割戻金については、生活クラブ共済連総会（生活クラブ神奈川は総代会）において割戻率、割戻方法を決定します。

●共済掛金の所得税控除について

生活クラブ共済連引受契約は所得税控除の対象になります。
生活クラブ神奈川引受契約は所得税控除の対象になりません
（所得税法施行令第 326 条第 2 項第 2 号によります）。

●契約の解約・終了等について

次の場合、契約は終了します。いずれの場合も満期金、解約返戻金はありません。

（１）解約

共済契約者はいつでも契約を将来にむかって解約することができます。

所定の解約用紙に記入の上、期日までに共済事務局に提出します。翌月末日の解約となります。

（２）失効

共済掛金が 3 ヶ月引落しできない場合、最終払込月の翌月末日に効力失効となります。

（３）満期終了

男性は満 67 歳、女性は満 70 歳の契約期間満了日までです。

（４）消滅

死亡・重度障害共済金を支払った場合

(5) 解除

以下の場合において契約解除となります。＊共済金は支払いません。すでに共済金を支払ったときは返還していただきます。(第27条4項)

- ①告知義務違反による場合（契約者が故意に契約にかかわる重大な事実を隠したり、偽って契約の申し込みをした場合）
- ②重大事由による場合（契約者、被共済者または受取人が故意に支払事由を発生させた場合。契約者、または受取人が共済金の請求行為に関して詐欺の行為を行った場合）
- ③他の共済契約または保険契約等と重複して被共済者にかかる共済金等の合計金額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき。
- ④共済契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ア. 反社会的勢力に該当すると認められる場合
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合
 - エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- ⑤共済契約者、被共済者または共済金受取人がこの会、他の共済団体または保険会社との間で締結した共済契約または保険契約等が重大事由により解除される等により、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき

(6) 無効

以下の場合、共済契約は無効となります。

- ①発効日に共済契約者が生活クラブ共済連会員単協の組合員の資格を持たない場合
- ②発効日前に被共済者が死亡していた場合
- ③初回掛金が3回引落し出来ないとき
- ④契約途中に移転など生協を脱退して資格をなくしたとき

(7) 詐欺・脅迫による取り消し

契約者、被共済者または共済金受取人が契約締結の際、詐欺または脅迫の行為を行なった場合

＊共済掛金は返還しません。

＊共済金は支払いません。すでに共済金を支払ったときは返還していただきます。(第32条2項)

●「生活クラブ共済ケアサービス」の利用方法

(1) 「生活クラブ共済ケアサービス」とは

「生活クラブ共済加入者が利用することのできるケアサービスのしくみ」です。

病気・ケガ・出産からの復帰にあたり家事介護や送迎などのケアが必要な方が対象です。各単協によって、ケアサービスの実施内容が異なりますので、「生活クラブ共済ケアサービス」を利用したい方は各単協の共済窓口にご連絡ください。

【ケアサービス実施単協】(2024年4月現在)

<生活クラブケアサービス連絡先一覧>

単協	部署	電話
生活クラブ生活協同組合 (東京)	たすけあいネットワーク事業部共済課	03-6862-5217
生活クラブ生活協同組合 (神奈川)	共済事務局	0120-220-074
生活クラブ生活協同組合 (埼玉)	福祉推進部	048-424-2763
生活クラブ生活協同組合 (千葉)	組織部 共済推進課	043-278-7172
生活クラブ生活協同組合 (北海道)	組織事業部 組織活動課	011-887-8891
生活クラブ生活協同組合 (茨城)	たすけあい推進室	029-874-8510
生活クラブ生活協同組合 (山梨)	本部	055-241-1641
生活クラブ生活協同組合 (愛知)	組織たすけあい推進課	052-899-0770
生活クラブ生活協同組合 (栃木)	業務物流部	028-657-8161

生活クラブ生活協同組合 (群馬)	本部	0270-30- 6811
生活クラブ生活協同組合 大阪	管理部	072-641- 4125
生活協同組合エスコープ 大阪	たすけあい事業推進 フロア共済事業課	072-293- 4660

●資料編

別表① 重度障害の定義

1. 重度障害とは、疾病または不慮の事故によって、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年 9 月 1 日労働省令第 22 号）別表①（第 14 条、第 15 条、第 18 条の 3 の 10、第 18 条の 8、第 31 条、第 33 条、第 36 条関係）の「障害等級表」の第 1 級、第 2 級および第 3 級の②、③、④のいずれかの身体障害の状態であると医師が診断したものをいいます。なお、重度障害の等級の認定における身体障害とは、疾病または傷害が治癒したときに残存する器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な毀損状態をいいます。

2. 身体障害等級およびその内容（平成 23 年 2 月 1 日施行）

（1）第 1 級障害

- ①両眼が失明したもの
- ②そしゃく、および言語の機能を廃したもの
- ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの
- ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの
- ⑤両上肢を肘関節以上で失ったもの
- ⑥両上肢の用を全廃したもの
- ⑦両下肢を膝関節以上で失ったもの
- ⑧両下肢の用を全廃したもの

（2）第 2 級障害

- ①1 眼が失明し、他眼の視力が 0.02 以下になったもの
- ②両眼の視力が 0.02 以下になったもの
- ②-2 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し随時介護を要するもの
- ②-3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し随時介護を要するもの
- ③両上肢を手関節以上で失ったもの

④両下肢を足関節以上で失ったもの

(3) 第3級障害

①一眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になったもの

②そしゃくまたは言語の機能を廃したもの

③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの

⑤両手の手指の全部を失ったもの

[備考]

視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについては矯正視力について測定する。

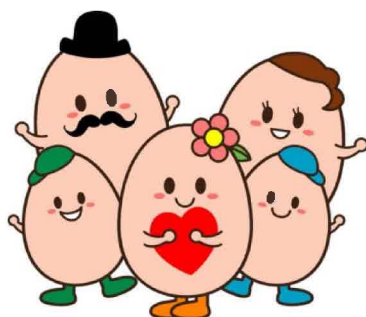
別表②

手術支払割合表（2022 年 9 月 1 日以降に受けた手術）

診療報酬 点数	28,000 点 以上	14,000 点～ 27,999 点	1 点～ 13,999 点
支払割合	給付率 20 ＝基本契約 の 20% 100,000 円	給付率 10 ＝基本契約 の 10% 50,000 円	給付率 5 ＝基本契約 の 5% 25,000 円

※公的医療保険制度適用外の性同一性障害の治療や、日本国外で受けた手術に関しては、当該手術内容を、公的医療保険制度適用の手術内容に当てはめてお支払いします。

※（一連につき）（一連として）以外で、診療報酬点数が 7,000 点未満の放射線治療については、60 日に 1 回、一律で 5% を支払います。



発行：生活クラブ共済事業連合生活協同組合連合会
共済部

東京都新宿区新宿 6-24-20 B1F

TEL：03-5285-1865

：生活クラブ生活協同組合（神奈川）

たすけあいネットワーク事業部

神奈川県横浜市港北区新横浜 2-2-15

パレアナビル6階

TEL：045-472-8101

2024 年 9 月